

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第19回 裁判所と違憲審査権（4）

#### 5. 司法消極主義と憲法判断の方法（承前）

- ・ 付随的違憲審査制を採る以上は、法律の解釈として複数の解釈が可能な場合に、憲法に適合する解釈がとられなければならないと考えられる。
- ・ 合憲限定解釈をした事例として、都教組事件最高裁判決（最大判昭和44年4月2日刑集23巻5号305頁）（ただし、岩教組学テ事件最高裁判決（最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号1178頁）によって判例変更された）や広島市暴走族追放条例事件最高裁判決（最判平成19年9月18日刑集61巻6号601頁）などがある。一方、合憲限定解釈を加える余地なく適用違憲とするものとして、猿払事件旭川地裁判決（旭川地判昭和43年3月25日判時514号20頁）がある。

#### 6. 違憲判断の方法

- ・ 付随的違憲審査制の下では、裁判所は、具体的事件を前提として、違憲審査を行う。その際には、当該事件についての個別的な事実だけでなく、法令の違憲性について立法事実を検証する必要がある。ただし、内容審査ではなく文面審査が適切な場合もある。
- ・ 付随的違憲審査制を採る以上は、裁判所による憲法判断は、当該事件の解決に必要な限りで行われるべきである。
- ・ 違憲判断の方法としては、法令そのものを違憲とする判決\*1と、法令自体は合憲でもそれを当該事件の当事者に適用される限りで違憲であるとする判決とがある。
- ・ 適用違憲判決としては、(1) 合憲的に適用することが可能な部分と違憲的に適用される可能性のある部分とが不可分の場合、(2) 違法令の合憲解釈が可能なのに、法令の執行者が違憲的に適用した場合に、その適用を違憲とするもの、(3) 法令そのものは合憲でも、法令の執行者が人権侵害的解釈適用をした場合に、その解釈適用を違憲とするものがありうる。
- ・ 法令の適用としてなされるわけではない、公権力の行使としてなされる個別・具体的な行為（処分）についても、違憲と判断されうる。

## 7. 違憲判決の効力

- ・ 付随的違憲審査制を採る以上は、裁判所による憲法判断は、当該事件の解決に必要な限りで行われるべきである。
- ・ 裁判所が、ある事件である法令を違憲無効と判示した場合に、違憲とされた法令の効力が客観的に無効となるという見解と、当該事件に限って適用が排除されるという見解とが対立している。法的安定性や平等の問題があるとしても、後者が通説である。
- ・ 判例とは、狭義では、判決理由 (ratio decidendi) のことを指し、傍論 (obiter dictum) とは区別される。

\*1 これまでのわが国の法令違憲判決

- ・ 尊属殺重罰規定違憲訴訟判決 (最大判昭和 48 年 4 月 4 日刑集 27 卷 3 号 265 頁)
- ・ 薬事法事件判決 (最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁)
- ・ 議員定数不均衡事件判決 (最大判昭和 51 年 4 月 14 日民集 30 卷 3 号 223 頁)
- ・ 議員定数不均衡事件判決 (最大判昭和 60 年 7 月 17 日民集 39 卷 5 号 1100 頁)
- ・ 森林法事件判決 (最大判昭和 62 年 4 月 22 日民集 41 卷 3 号 408 頁)
- ・ 郵便法免責規定事件判決 (最大判平成 14 年 9 月 11 日民集 56 卷 7 号 1439 頁)
- ・ 在外国民選挙権訴訟判決 (最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁)
- ・ 国籍法 3 条 1 項違憲訴訟判決 (最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁)
- ・ 非嫡出子相続分規定違憲訴訟判決 (最大判平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁)
- ・ 再婚禁止期間違憲訴訟判決 (最大判平成 27 年 12 月 16 日民集 69 卷 8 号 2427 頁)

【宿題】旭川市国民健康保険条例事件最高裁判決 (II-196) 及び吉川町幼児教室公費助成訴訟東京高裁判決 (II-199) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

## Quiz

Q19 裁判所の違憲審査に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 裁判所は、処罰対象となる行為が過度に広汎であることが争われている罰則の合憲性の判断に当たり、その規制目的や当該目的達成の手段としての合理性等を審査する場合がある。
- イ. 合憲限定解釈は、合憲性が争われている法令について法令違憲との判決を下すことを回避する手段の一つである。
- ウ. 合憲的な適用であることが明らかである場合には、適用された法令に合憲的に適用できる部分と違憲的に適用される可能性のある部分とが不可分の関係で含まれていたとしても、法令違憲と判断する余地はないことになる。